

## 鈴鹿医療科学大学大学院学位規程

第1条 鈴鹿医療科学大学大学院学則(以下「大学院学則」という。)第 10 章の定めるところにより、本学大学院の課程を修了した者に修士または博士の学位を授与する。

第2条 学位記には研究科・専攻の区分に従い、次の専攻分野の名称を付記するものとする。

研究科名	専攻名	課程	学位
医療科学	医療科学	博士後期	博士 (医療科学)
	医療科学	修士	修士 (医療科学)
薬学	医療薬学	博士(4年制)	博士 (薬学)

第3条 大学院学則第 10 章により学位を得ようとする者は、各研究科委員会の下で行なわれる資格審査を受けた上で、学位審査の申請を行うものとする。

第4条 各研究科委員会は、学位申請を受理したとき、修士課程では主査1名副査2名、博士後期課程では主査1名副査2名以上、博士課程(4年制)では主査1名副査4名の学位審査委員を選出し、各研究科に学位審査委員会を組織する。ただし、主査副査に研究指導教員を含めることはできない。必要あるときは、当該研究科以外の学内外研究者等を主査または副査として学位審査委員に加えることができる。

第5条 学位審査委員会における最終試験は、業績および語学(英語)学力の審査とする。

- 2 最終試験における業績審査は、学位論文の内容およびこれと関連する学識と研究能力について審査するものとする。
- 3 語学学力の審査については、別に定める。
- 4 削除

第6条 各学位審査委員会は、最終試験の結果を当該研究科委員会に報告する。

- 2 各研究科委員会は前項の報告に基づいて合否を審議する。
- 3 学位審査の各研究科委員会における議決の方法は、各研究科委員会委員の3分の2以上の出席をもって成立し、無記名投票により全委員の過半数の賛成をもって決定する。ただし、委任状は認めない。

第7条 研究科長は、各研究科委員会の審議結果を学長に報告する。

第8条 学長は、学位審査の合否を決定する。

- 2 学位を受けた者は、学位の名称を用いる場合には、本学名を付記するものとする。
- 3 学長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3か月以内に所定様式による学位

授与報告を文部科学大臣に提出するものとする。

4 学長は、博士の学位を授与したときは、授与した日から3か月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文内容の要旨及び論文審査結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

第9条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りではない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

第10条 学位を授与された者で、次の各号の一に該当するときは、各研究科委員会の議を経て、授与した学位を取り消し、公表するものとする。

(1)不正の方法により学位をうけた事実が判明したとき。

(2)学位を授与された者に、その名誉を汚辱する行為があったとき。

第11条 この規程に定めるもののほか、論文の審査及び試験に関して必要な事項は、各研究科委員会で定める。

第12条 この規程の改廃は、各研究科委員会で審議し、大学協議会の議決を経て行うものとする。

附 則

この規程は、平成7年12月22日に制定し、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年3月18日に改正し、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年12月22日に改正し、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成22年7月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年2月19日に改正し、平成24年10月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成 26 年 2 月 27 日に改正し、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 3 月 3 日に改正し、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 7 月 21 日に改正し、施行する。ただし、第 8 条 4 項および第 9 条の規定については、平成 25 年 4 月 1 日以降の博士の学位授与者に対し適用する。

附 則

この規程は、平成 28 年 7 月 19 日に改正し、平成 28 年 9 月 28 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 2 月 13 日に改正し、施行する。

附 則

この規程は、令和元年 12 月 10 日に改正し、医療科学研究科博士後期課程は平成 29 年度入学生、医療科学研究科修士課程は平成 30 年度入学生、薬学研究科は平成 28 年度入学生から遡って適用する。

附 則

この規程は、令和 3 年 1 月 26 日に改正し、医療科学研究科博士後期課程は令和 2 年度学位審査から適用する。